

令和7年 第2回

甲斐市農業委員会議事録

令和7年2月28日

- 1 日 時 令和7年2月28日（金） 午後3時00分～
- 2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室
- 3 日 程
- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告議4号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第5号 農地法第5条許可後の計画変更申請の件
議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認の件
議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認の件（農地中間管理事業）
- 4 欠席委員 1番 中村委員、15番 三井委員
- 5 議事録署名委員 6番 有泉委員、7番 小田切委員
- 6 職務のために会議に出席した者の職氏名
農業委員会事務局長 小宮山 佳浩
農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
農業委員会事務局庶務係 河野 憲
- 7 閉 会： 午後3時40分

【事務局長】	それでは、第2回農業委員会総会を始めさせていただきます。 会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願いします。 (会長のあいさつ)
【議長（会長）】	本日の出席委員は「17人」です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。
(日程第1 議事録署名委員の指名) 【議長】	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名人は、6番有泉委員と7番小田切委員を指名致します。
(日程第2 会期の決定) 【議長】	日程第2「会期の決定」を致します。 本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますがご異議ございませんか。 異議がありませんので、本日1日と決定します。
(日程第3 議事) (報告第4号) 【議長】	それでは議事に移ります。 「報告第4号農地法第18条第6項の規定による届出の件」を上程致します。 事務局に番号2番の説明を求めます。
【事務局】	はい、議長 資料1ページをお願いいたします。 利用権の解約になります。 番号2番、地図公図は1ページ、2ページになります。 宇津谷●●、面積1099m ² 。貸人が●●の●●さん、借り人が●●の●●さんです。解約届出日は令和7年1月22日です。平成25年1月1日から15年間、利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。 説明は以上です。
【議長】	事務局の説明は以上です。 この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいます

か。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。

合意解約ということですが、解約後の指導等について伺いたいと思います。借主が農地拡大とか貸主が耕作できない等が主な理由で利用権設定の案件がでてきますが、利用権設定を解約した場合貸主の農地はその後どうするのかについて、事務局で何か指導しているのですか。

【事務局】

指導ということはしていません。利用権が設定されていたものが双方で解約ということですので、返されたものは基本的に土地の所有者が今後管理していく形になります。

なかには次の借り手が決まったということで合意解約する場合もありますので、その時々で話は変わると思います。

【議長】

この案件についてはその後について聞いてますか。

【事務局】

はい、借りている●●さんが営農していない状況なのですが、次に借りたい方がいて、その方が積極的に動いていて徐々に整理しているという形になります。

【議長】

よろしいですか。

ほかに質問ありますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第4号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に番号3番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料2ページをお願いします。

番号3番、地図公図は3ページ、4ページになります。

竜王●●、面積2900m²を●●市の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地でブルーベリーの栽培を予定しています。機械は今後導入予定

で2t トラック、草刈り機です。植え付けに必要な重機等はリースで対応することです。

譲受人の住所が●●になってますが、現在、実際に住んでいる場所は西八幡です。

モニターの写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です

事務局の説明は以上です。

【議長】 次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

今月19日に6名で現地調査を行いました。

申請地はドラゴンパーク横の農業振興地域内の1種農地です。アスパラ等の栽培のため昨年利用権設定の更新をした●●の●●氏に5年間の借地権がありましたが、今回の申請に伴い解約手続きは終了しているとのことです。譲受人は登録上県外在住になっていますが実際は西八幡に在住しているとのことです。ブルーベリーは700本ほど植え付けし営農は通常1人で行う予定ですが、植え付けと収穫時期は臨時雇用すること、水撒き等にトラックを導入すること、木材チップを敷き防草シートの代わりと水分蒸発の防止を計画していること、収穫時期の防鳥ネット購入の資金調達やネット販売など、準備を計画的に行っていることから適切に栽培管理もされると思われます。

以上審議をお願いいたします。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。

2月の19日に会長、●●副会長、●●委員、市職員2人と私で現地調査を実施したところ、該当農地につきましては耕運等がなされている現状でした。今回の申請で譲受人は県外ですが生活拠点は甲斐市内に居住しております、所有権移転により700本程度のブルーベリーを栽培するということで、新規就農者でありますが営農計画書に基づき行うことにより、特に問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いします。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【議長】	<p>質問が無いようでございます。 番号 3 番を許可とすることにご異議ございませんか。</p>
【議長】	<p>(異議なしの声) 異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。</p>
	<p>続きまして事務局に番号 4 番の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい、議長 番号 4 番、地図公図は 5 ページ、6 ページになります。</p>
	<p>下今井●●外 2 筆、合計面積 170 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。</p>
	<p>以前に親族から所有権移転を行った隣接農地を復元中ですが進入路が無く、今後、営農を続けるために地続きの農地として取得するものです。</p>
	<p>モニターの写真は西側から撮影したものです。 説明は以上です</p>
【議長】	<p>事務局の説明は以上です。 次に現地調査の報告を●番●●委員 お願いします。</p>
【●番 ●●委員】	<p>●番 ●●です。 2 月 19 日正副会長、●●推進委員、事務局と現地調査をいたしました。昨年 7 月審議いただいた奥の土地で伐採が行われ、そこへの農作業用機材の進入路として土地を購入することになりました。 特段問題はないと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p>
【議長】	<p>次に 担当推進委員の意見なのですが、●●推進委員から今日欠席なので現地調査の結果問題ないと報告を受けております。</p>
	<p>これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。</p>
【議長】	<p>質問が無いようでございます。 番号 4 番を許可とすることにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第5号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第5号 農地法第5条許可後の計画変更申請の件」を上程致します。

事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料3ページをお願いします。

番号1番、地図公図は7ページ、8ページになります。

下今井●●外7筆、合計面積6,309m²を●●さんほか5名から●●の●●に所有権移転により建壳分譲にするための変更許可申請が提出されました。

令和6年5月の総会で審議し、6月28日付けで転用の許可されている案件の変更申請です。

当初、26区画の計画でしたが、隣接の山林と原野併せて294.59m²を追加で事業用地にしたため区画数が26区画から27区画に変更となり、許可済みの公園用地部分と一部の区画の面積が変更となることから変更申請となりました。許可済みの全体の農地転用面積に変更はありません。

資金証明、事業計画書、土地利用計画図等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターは変更前の計画図と変更後の計画図です

続いて写真は西側から変更箇所を撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

本案件は既に許可を受けており、農地転用面積に変更がないことから担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号1番を承認相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を承認相当とすることに決定致し

ます。

(議案第 6 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件」を上程致します。

番号 6 番の件が、●番●●委員に関係する案件ですので、●●委員にはしばらくの間、退席をお願い致します。

(●●委員、退席)

【議長】

それでは、事務局に 番号4番 から 番号7番 の説明を求めます

【事務局】

はい、議長

資料 4 ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定です

番号 4 番、地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

宇津谷●●外 5 筆、合計面積 3,712 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田と畑を 1 年 10 ヶ月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

水稻の栽培を予定しています。賃借料は 10a あたり 10,000 円です。

続きまして

番号 5 番、地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

大塙●●、面積 2,234 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 5 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

水稻の栽培を予定しています。賃借料は 10a あたり 8,952 円です。

続きまして

資料 5 ページをお願いします。

番号 6 番、地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

志田●●外 2 筆、合計面積 1,057 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 3 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

水稻と野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10a 当たり玄米で 30kg です。

続きまして

番号 7 番、地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

岩森●●外 1 筆、合計面積 1,762 m²を●●の●●さんが●●の●●さ

人に畑を3年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。
ぶどう栽培を予定しています。賃借料は 10a 当たり●●円です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本「農用地利用集積計画」を承認することに決定致します。

それでは、●●委員の入室を認めます。

(●●委員、入室)

●●委員にご報告致します。番号6番は承認することに決定されましたので、お知らせ致します。

(議案第7号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるもの」を上程致します。

事務局に 番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 6 ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定です。

番号 1 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

岩森●●、面積 1,469 m²を●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を 5 年 9 か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。賃料は 10a 当たり●●円です。

公社の配分予定者は●●の●●さんで、ブドウの栽培を予定しています。

公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和7年 4 月 1 日から 5 年 9 か月間貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本「農用地利用集積計画」を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後3時40分閉会